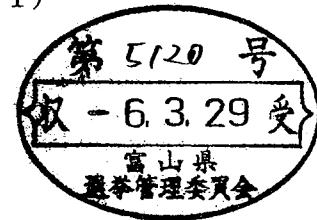


第14号様式（第8条関係）  
(その1)



# 收支報告書（令和5年分）

(開催分)

(ふりがな) かがやくみらい

1 政治団体の名称 かがやく未来

2 主たる事務所の所在地 富山市上赤江町2丁目9-6

3 代表者の氏名 上野 蛍

4 会計責任者の氏名 上野 蛍

事務担当者の氏名

上野 蛍

(電話) 076-432-7885

(電話) \_\_\_\_\_

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	党
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	国会議員関係政治団体の区分
<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の種類 (現職 候補者等) 参議院議員 上野 蛍	公職の候補者の氏名 上野 蛍
資金管理団体の届出をした者の氏名 上野 蛍	公職の種類 参議院議員候補者

資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
年 月 日から 年 月 日まで	令和4年 1月 1日から 年 月 日まで

(その2)

## 収支の状況

### 1. 収支の総括表

収入総額 .....	0 円
(前年からの 繰越額) .....	0 円
(本年の収入額) .....	0 円
支出総額 .....	0 円
翌年への繰越額 .....	0 円

### 2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費 ※		
金額	員数	
0 円	0 人	
(2) 寄附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附 (うち特定寄附)	0 円 円	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0 円	
(ウ) 政治団体からの寄附	0 円	
小計 (ア)+(イ)+(ウ) (寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0 円 円	
イ 政党匿名寄附	0 円	
合計 (ア+イ)	0 円	

※ 党費又は会費を負担した実人数を記載すること。

(その17)

## 資産等の状況

### 1. 資産等の総括表

資産等の有無				
資産等の項目別区分		有	無	備考
ア 土	地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建	物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価格が100万円を超える動産		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 錢 信 託		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 價 証 券		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

## 宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- 1. 領収書等の写し
- 2. 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 3. 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 3 月 29 日

政治団体の名称 かがやく未来

会計責任者の氏名 上野 蛍



(解散の場合) 代表者の氏名



(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。

## 政治資金監査報告書

令和6年2月15日

かがやく未来

代表 上野 蛍 殿

登録政治資金監査人

山 田

山 田 博  
山 田 博

登録番号 第724号

研修修了年月日 平成21年1月16日

### 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、かがやく未来の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行なった。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徵取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行なった結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、本件報告期間について収入および支出が一切なく、会計帳簿や領収書等の紛失等の可能性がないと登録政治資金監査人山田博

が判断したため、山田・中山法律事務所（富山市西田地方町2-6-10）において行なった。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、かがやく未来に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国會議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国會議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する收支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

## 3 業務制限

かがやく未来と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、かがやく未来と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上